

住民監査請求の勧告に基づき市長が講じた措置について

住民監査請求に係る勧告に基づく措置について、令和2年10月30日に市長から監査委員に通知がありました。ついては、講じられた措置の内容を地方自治法第242条に基づき公表します。

行政財産の貸付けに関するもの

[経過]

- 令和2年6月24日 監査請求書受付
- 令和2年8月6日 監査結果通知（勧告）
- 令和2年8月11日 監査結果公表
- 令和2年11月16日 勧告に基づき市長が講じた措置の公表

[勧告の内容]

市長は、これまでの経緯も踏まえて改めて原因を検証した上で、令和2年10月31日までに、中区桜木町1丁目1番地の53に所在する動く歩道の高架部分の下にある円柱部内の監視室倉庫部分の不法占用に係る損害の補填に向けた適切な対応をするとともに、再発防止に向けて実効性のある具体的な対応をすること。

[勧告に基づき市長が講じた措置]

別紙のとおり

お問合せ先

(住民監査請求制度に関する事)	監査事務局監査管理課長	三浦 孝之	Tel 045-671-3354
(損害の補填に向けた対応に関する事)	道路局管理課長	山本 哲郎	Tel 045-671-2753
(再発防止に向けた対応に関する事)	道路局施設課長	櫻井 暁人	Tel 045-671-3557
(再発防止に向けた対応に関する事)	都市整備局みなとみらい21推進課長	遠藤 拓也	Tel 045-671-3501

## 【参考】

### 1 令和2年8月11日監査結果公表記者発表資料抜粋

## 行政財産の貸付けに関するもの

### 経 過

令和2年6月24日 監査請求書受付

令和2年6月30日～7月1日 監査委員会議にて審議（要件審査）

令和2年7月17日 請求人及び監査対象局の陳述

令和2年8月4日 監査委員会議にて審議（結果決定）

令和2年8月11日 監査結果公表

### 監査請求の要旨

横浜市長は、市有財産の適正な管理を怠り、正当な理由なく、法規に違反して、中区桜木町所在の市有行政財産施設の一部を、（社）神奈川県タクシー協会に正規の契約も締結せず無償で貸し付けている。タクシー協会には落ち度はなく、このような貸付けを行ってきた横浜市長側に違法があり、その結果、市民に損害を与えている。林市長が市民に与えた損害は、就任後の130月分で合計金608万4千円であり、これを市長自らが支払うよう措置を請求する。

### 監査の結果（勧告）

**市長に対し、次の内容を勧告します。**

**これまでの経緯も踏まえて改めて原因を検証した上で、令和2年10月31日までに、中区桜木町1丁目1番地の53に所在する動く歩道の高架部分の下にある円柱部内の監視室倉庫部分の不法占用に係る損害の補填に向けた適切な対応をするとともに、再発防止に向けて実効性のある具体的な対応をすること。**

#### ＜監査委員の判断要旨＞

動く歩道の高架部分の下にある円柱部内の監視室倉庫部分（以下「本件施設」といいます。）については、市が平成元年3月に本件施設を事業者に1年間無償で使用させる旨の使用承認をしたことが確認できます。その後、約30年間にわたり事業者が許可を得ないまま使用していましたが、その間、市は、使用に関する手続が行われないままに本件施設が使用されていたことを認識していなかったとのことであり、本件施設の管理を怠っていたと言わざるを得ません。

事業者は、本件施設を原状回復した上、本年6月末までに退去し、現在は不法占用状態が解消されていることが認められますが、約30年間にわたり必要な手続が行われることなく本件施設が使用され、その結果、市に損害が生じた本事案は、市の財産管理として極めて不適切なものと言わざるを得ません。

市は、現在、事業者との間で本件施設の過去10年間分の道路占用料相当額の支払いについて調整しているとのことですが、このことをもって損害の補填に向けた具体的な措置が講じられているとはいえ、さらに、現時点において損害が全く補填されていないため、違法又は不当な財産の管理を怠る事実があると評価せざるを得ません。

本件が約30年もの間、市に損害を生じさせることとなったという事実を重く受け止め、その間、何らの対応も行っていかなかったことについて、これまでの経緯も踏まえて、改めて原因を検証する必要があります。その上で、損害の補填に向け、早急に適切かつ具体的な措置を講じる必要があります。

また、本件のような事案を繰り返すことのないよう、再発防止に向けて実効性のある具体的な対応をすることも必要です。

### 2 地方自治法抜粋

第242条第9項 第5項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知するとともに、これを公表しなければならない。

別紙

道管第 942 号  
令和 2 年 10 月 30 日

横浜市監査委員 藤野次雄様  
同 本間豊様  
同 高品彰様  
同 佐藤祐文様  
同 高橋正治様

横浜市長 林 文子



住民監査請求（行政財産の貸付けに関するもの）に係る  
勧告に基づき講じた措置について（通知）

令和 2 年 8 月 16 日監監第 317 号で通知されました勧告に基づき、別紙のとおり  
措置を講じましたので、地方自治法第 242 条第 9 項の規定により通知します。

担当 道路局道路部管理課 山本、小原  
電話 671-3525

FAX 651-5443

担当 都市整備局都心再生部  
みなとみらい 21 推進課 遠藤、三浦  
電話 671-3501

FAX 651-3164

## 住民監査請求の監査結果（勧告）に基づく措置

### 1 監査結果（勧告の内容）

これまでの経緯も踏まえ改めて原因を検証した上で、令和2年10月31日までに

- (1) 不法占用に係る損害の補填に向けた適切な対応をすること。
- (2) 再発防止に向けて実効性のある具体的な対応をすること。

について、勧告を受けています。

### 2 検証結果

監査結果を受け、次のとおり、改めて事実検証を行いました。

#### (1) 都市計画局から道路局へ移管するまでの一時的な使用

桜木町の動く歩道を道路局へ移管するまでの間、当時の都市計画局から社団法人神奈川乗用自動車協会へ一時使用を承認していましたが、承認通知書に記載のある内容に加え、同協会へ施設管理者が変更となった場合の対応や更新手続きに関し、十分な説明を行ったかについては確認ができませんでした。

#### (2) 施設の引継ぎにおける利用実態の確認不足

桜木町の動く歩道は、平成2年、当時の都市計画局から道路局に移管しましたが、引継書類には当該箇所は倉庫となっており、道路局において道路占用の実態について十分な確認ができませんでした。

#### (3) 日常管理における利用実態の認識不足

桜木町の動く歩道については、機器の運転や清掃等の日常管理は道路管理者が委託する業者が行い、動く歩道下の円柱部内にある監視室で、委託業者がモニター監視を行っています。

このため、当該箇所の使用実態を把握する機会は少なく、長期にわたり認識することができませんでした。

### 3 勧告に基づき市長が講じた措置

#### (1) 損害の補填に向けた適切な対応

一般財団法人神奈川タクシーセンターは、平成2年11月15日から令和2年6月30日までの間、道路施設である桜木町の動く歩道の一部をタクシー誘導員の詰所として使用していました。

そのため、本市は道路占用料相当額の支払いについて、令和2年6月に同センターに申入れを行い、以降、協議を重ねています。

同センターでは、令和2年10月21日の臨時理事会で、支払いについて審議されました。引き続き協議を進めていきます。

## (2) 再発防止に向けた実効性のある具体的な対応

### ア 都市整備局から道路局へ移管するまでの一時的な使用

都市整備局が整備し、道路局へ移管を予定している施設について、第三者に対して一時的な使用を認める場合、移管する時点で必要な手続を取る旨を一時使用承認書に明記します。あわせて、実際の移管時には使用者へ改めて通知を行い、必要な手続等について十分に周知を図ることとします。

### イ 立体横断施設の引継協議

現在、桜木町の動く歩道と同種の立体横断施設の引継協議は、平成 24 年度に策定した「立体横断施設（横断歩道橋及びペDESTリアンデッキ）設置引継等基準」に基づき行っています。

今回の勧告を受け、施設の引継ぎに際し、占用物件がある場合は、道路法に基づく占用について別途協議を行うことを令和 2 年 10 月に同基準に追加しました。この基準に従い、適切に引継協議を進めていきます。

### ウ 5 年毎の定期点検時における高架下の状況確認

横浜市が管理する橋梁や歩道橋などの道路施設については、道路法に定める 5 年毎の定期点検を実施しています。この点検時に高架下の状況確認を行うことを、令和 2 年 9 月に新たに決めました。この状況確認結果については、管理台帳にあたる道路構造物管理システムに登録し、関係部署で共有していきます。

### エ 道路パトロールの機会をとらえた不法占用物件の発見

「横浜市道路監察要綱」に基づき、道路の破損や欠損、不法占用などを発見する道路パトロールを毎日実施しています。今回の勧告を踏まえ、道路パトロールの重要性を改めて認識し、適正な道路管理に努めていきます。

さらに、年に一度実施する徒歩での詳細パトロール時に、不法占用物件の有無について確認することを令和 2 年 10 月に点検項目に追加しました。これにより、不法占用物件発見の強化に努め、撤去指導等の適切な対応を行っていきます。